

# 入札説明書

## 1. 入札に付する物件（コミュニティバス）

車名	①日野ポンチョ（佐賀 200 あ 160） ②日野ポンチョ（佐賀 200 あ 161） ③日野ポンチョ（佐賀 200 あ 162）
型式	BDG-HX6JHAE
人員	27[16]名乗り
走行距離	①769, 783 Km（令和6年5月末現在） ②769, 957 Km（令和6年5月末現在） ③773, 459 Km（令和6年5月末現在）
燃料	軽油
排気量	4.72L
初年度登録年月	平成21年6月
車検	なし
現状渡し	現状のまま引渡し、引渡し後の不調、故障は補償しない。

## 2. 入札に参加できない方

- (1) 入札参加申込みをしていない者
- (2) 未成年者
- (3) 成年被後見人
- (4) 被保佐人
- (5) 被補助人
- (6) 破産者で復権を得ない人
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項に規定する者

## 3. 入札参加申込み

- 【申込期間】 令和6年7月8日（月）午前8時半から令和6年7月19日（金）午後5時まで
- 【申込場所】 福岡県小郡市小郡255番地1  
小郡市役所 都市建設部 都市計画課 計画係
- 【入札参加に必要なもの】
- ・条件付一般競争入札参加願兼誓約書
  - ・市税の滞納がないことの証明書
  - ・顔写真付きの本人確認書類（写し）  
（例）運転免許証の両面のコピー
  - ・印鑑証明書
- 個人参加の場合
- ・住民票  
（代理人が入札する場合）
  - ・委任状
  - ・代理人の印鑑証明書
  - ・代理人の住所又は所在地の確認できるもの（免許証、保険証等の写し）
- 法人参加の場合
- ・会社法人用登記簿謄本（3月以内発行のもの）  
（代理人が入札する場合）
  - ・委任状
  - ・代理人の印鑑証明書
  - ・代理人の住所又は所在地の確認できるもの（免許証、保険証等の写し）

## 4. 入札会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和6年7月25日（木） 午前10時
- (2) 場 所 北別館2階大会議室

## 5. 入札の方法

- (1) 入札書は本人自ら提出しなければならない。代理人による入札をしようとするときは、入札書提出前に委任状及び委任者の印鑑証明書を提出すること。
- (2) 入札に参加された者は、入札について不正な協議をしてはならない。
- (3) 1人で2以上の入札をし、また、入札参加者であって他の入札参加者の代理をすることはできない。なお、連名は無効とする。
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (5) 入札価格がすべて市の予定価格に達しないときは、直ちに再度入札を行う。再度入札の回数は2回とする。尚、2回で落札者が決定しない場合は、最高価格の入札者と見積り合わせを行う。
- (6) 落札者が決定したときは、落札者以外の入札保証金は直ちに本人に返還する。
- (7) 郵送、電報及び電送による入札は認めない。
- (8) 物件については、1台ずつ競争入札に付するものとする。

6. 入札参加に必要なもの

- (1) 入札書（3枚準備） 押印済のこと（封筒不要）
- (2) 入札保証金（現金）
- (3) 入札会参加票（入札参加申込み確認後にお渡しします。）

7. 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を入札会当日、受付と同時に入札受付で現金により納入すること。

8. 入札の無効

次の（1）から（7）までのいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
- (2) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者がさらに他の者を代理人とした入札。
- (3) 談合その他の不正行為によってされたと認められる入札。
- (4) 金額の記載がないとき、又は重複記載若しくは誤字脱字があつて必要事項を確認できない入札。
- (5) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が見積金額の100分の5以上の金額に達しない入札。
- (7) その他法令又は入札に関する条件に違反した入札。

9. 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札をしたものを落札者とする。ただし、落札となる同価格を入札した者が2以上ある場合は、直ちにくじを引いて落札者を決定する。

10. 契約保証金

売買金額の100分の10以上の契約保証金で売買契約を締結する際に、市が指定する手続きで現金により納入すること。

11. 売買契約及び代金の納入

落札決定後7日以内に売買契約を締結し、代金は契約締結後、適法な支払請求を受理した日から20日以内に納入すること。ただし、落札者が上記期間内に契約書を取り交わさないときは、落札は無効となり、入札保証金は返還しないものとする。

12. 物件の引渡し

代金の納入及び名義変更手続きの完了を確認の上で引渡しをする。

【お問合せ先】

福岡県小郡市小郡255番地1  
小郡市役所 都市建設部 都市計画課 計画係  
電話 0942-72-2111 内線352

## 参 考

### 車両引渡しまでの流れ

#### 入 札

↓ 令和6年7月25日（木） 午前10時

場 所 小郡市役所 北別館2階会議室

受 付 午前9時から午前9時50分まで （入札会参加票を持参のこと）  
入札保証金を納入すること

#### 落 札

↓ 契約書交付

#### 契 約

↓ 令和6年8月2日（金）午後5時までに契約締結  
契約保証金を納入すること

#### 売買代金の納入

↓ 契約締結後、20日以内に納入すること  
代金納入後に名義変更に必要な譲渡証明書などを交付する

#### 名義変更等手続き

↓ 落札者が名義変更等の手続きを行う  
（諸費用は落札者の負担です）

#### 車両の引渡し

↓ 名義変更手続きを確認した上で引渡しを行う

### 地方自治法施行令第167条の4第2項

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員  
の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に  
虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている  
者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した  
とき。